

高山市選挙管理委員会告示第1号

令和8年8月30日執行予定の高山市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

令和8年4月3日

高山市選挙管理委員会
委員長 川上 実

選挙時登録の基準日 令和8年8月22日